

ご相談の流れ

ご本人・ご家族からの相談



お話をお聞きし、状況を整理した上で問題を明確にします。



問題解決の方法を、ご本人（ご家族）と一緒に考えます。



問題解決に向けた行動及び支援を、ご本人（ご家族）と共に開始します。必要に応じて福祉サービス利用の申請をします。



支援経過についてお聞きし、必要に応じて支援方法の見直しをします。

その他、地域の様々な機関とのネットワークを利用して、障害のある方の生活の質が向上するよう支援いたします。

【所在地】

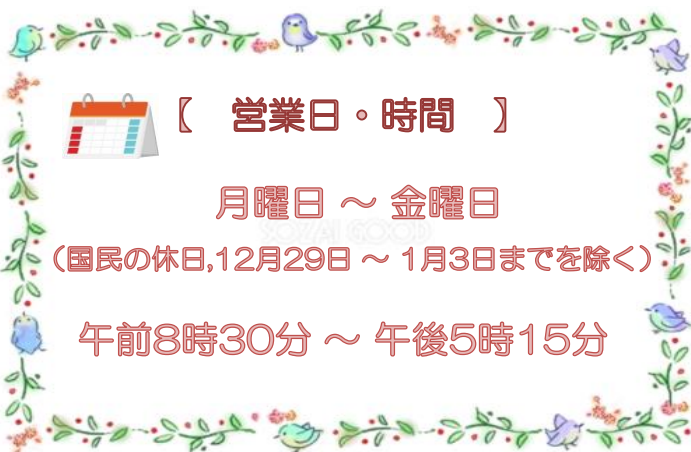
〒313-0041

茨城県常陸太田市稲木町33番地
常陸太田市総合福祉会館内



0294-73-1717

ワッチイ〜



【 営業日・時間 】

月曜日 ~ 金曜日

(国民の休日, 12月29日 ~ 1月3日までを除く)

午前8時30分 ~ 午後5時15分

社会福祉法人

常陸太田市社会福祉協議

指定相談支援事業所



～相談について～



まずは相談してみませんか？



どんな相談ができますか？

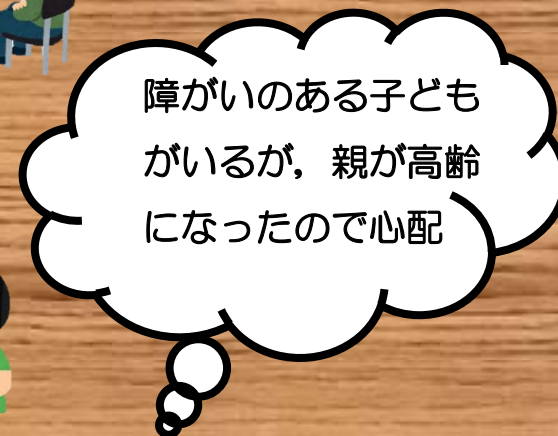
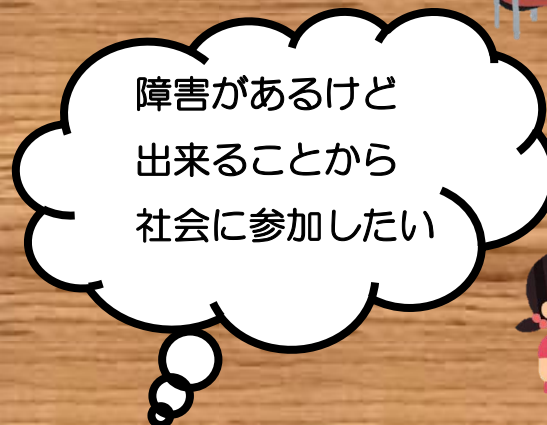
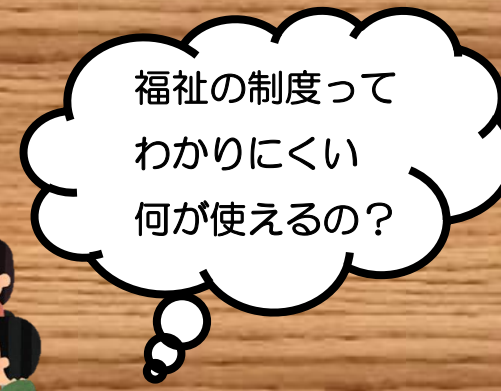
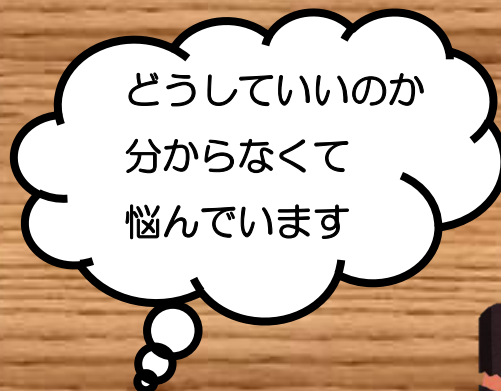
- 地域にはどんな福祉サービスがあり、どのような利用方法があるのかをご説明いたします。
- お子様の発達面や就学前教育の悩み等、集団生活を送るうえででの心配ごと等、生活全般についてご相談を

どんな人が相談できますか？

- 障害者、障害児または発達に心配のある児童やご家族

相談に料金はかかりますか？

- 相談は無料です。また相談支援サービスに係る費用負担はございません。



相談支援事業は、障がいのある方が地域で普通に暮らし続けるための「つながり」を作るお手伝いをする事業です。

この他にも気になること、何でもご相談ください。